

2024年度入試【3年次編入学】

【小論文】

(法文学部 法経学科)

注 意

- 1 問題紙は指示があるまで開いてはいけない。
- 2 問題紙は6ページである。解答用紙は2枚、下書き用紙は2枚である。
指示があってから確認し、解答用紙の所定の欄に受験番号を記入すること。
- 3 答えはすべて解答用紙の所定のところへ記入すること。
- 4 解答用紙は持ち帰ってはいけない。
- 5 試験終了後、問題紙、下書き用紙は持ち帰ること。

1

以下の事案は一定の事実に基づくフィクションである。あなたの知識及び参考資料を用いて、問に答えなさい。

紙巻きたばこを習慣的に喫煙する成人男性 A は、平成 30 年改正後の健康増進法 29 条 1 項 2 号及び 30 条の規定（以下「本件規定」という。）は、喫煙者の「喫煙を楽しみながら飲食を行う自由」を一律に制限する点で、憲法 13 条及び 14 条 1 項に違反するものであり、本件規定に係る立法行為によって精神的苦痛を被ったと主張して、国に対し、国家賠償法 1 条 1 項に基づき、慰謝料 200 万円等を請求する訴訟を提起した。

問 ①違憲立法審査制について簡単に説明し、②A の請求が認められなかった理由として考えられることを整理したうえで、③②に対するあなたの考えを述べなさい。（600 字以内）

【参考資料】

1. 健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号） 改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原（注 1）を有する者が講ずべき措置等について定める。

【基本的考え方 第 1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

【基本的考え方 第 2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど 20 歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方 第 3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

（出所）厚生労働省ウェブサイト

2. 健康増進法

平成 30 年法律第 78 号による改正前の健康増進法は、喫煙に関し、（1）厚生労働大臣が定める基本的な方針において喫煙に関する正しい知識の普及に関する事項を定める旨、及び（2）飲食店を含む多数の者が利用する施設の管理者に対し、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努力義務を課す旨を規定するほかは、特段の定めを設けていなかった。

改正後の健康増進法は、多数の者が利用する施設（特定施設）を、（１）学校、病院といった受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設（第一種施設）、（２）喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設（喫煙目的施設）及び（３）これら以外の施設（第二種施設）に区分、飲食店が含まれることになる第二種施設においては、喫煙専用室（注２）及び喫煙関連研究場所を除いては、喫煙をしてはならないこととしている。以下は、改正後の健康増進法の規定である。

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。

（特定施設等における喫煙の禁止等）

第二十九条 何人も、正当な理由がなくて、特定施設等においては、次の各号に掲げる特定施設等の区分に応じ、当該特定施設等の当該各号に定める場所で喫煙をしてはならない。

二 第二種施設 次に掲げる場所以外の屋内の場所

イ 第三十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室の場所

ロ 喫煙関連研究場所

（特定施設等の管理権原者等の責務）

第三十条 特定施設等の管理権原者等（管理権原者及び施設又は旅客運送事業自動車等の管理者をいう。以下この節において同じ。）は、当該特定施設等の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならない。

２ 特定施設の管理権原者等は、当該特定施設の喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を求めるよう努めなければならない。

３ 旅客運送事業自動車等の管理権原者等は、当該旅客運送事業自動車等の喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止を求めるよう努めなければならない。

４ 前二項に定めるもののほか、特定施設等の管理権原者等は、当該特定施設等における受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならない。

３．憲法

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

4. 国家賠償法

第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

5. 新聞記事 「原則禁煙」喫煙者が提訴

(この部分につきましては、著作権の関係により、公開しません。)

(出所) 朝日新聞 2021 年 9 月 11 日朝刊 33 頁 (一部抜粋)

6. 新聞記事 「禁煙は違憲」訴えを棄却

(この部分につきましては、著作権の関係により、公開しません。)

(出所) 朝日新聞 2022 年 8 月 30 日朝刊 27 頁

7. 国家賠償請求事件 東京地方裁判所判決

(この部分につきましては、著作権の関係により、公開しません。)

(この部分につきましては、著作権の関係により、公開しません。)

(出所)「国家賠償請求事件」東京地方裁判所令和3年(ワ)第23647号令和4年8月
29日民事第7部判決(一部抜粋・改変)

8. 幸福追求権

(この部分につきましては、著作権の関係により、公開しません。)

(この部分につきましては、著作権の関係により、公開しません。)

(出所) 中村睦男ほか編『はじめての憲法学〔第4版〕』50－52 頁（三省堂、2021）（一部
抜粋・改変）

(注1) ある法律行為又は事実行為をすることを正当とする法律上の原因。

(注2) 喫煙専用室とは、喫煙専用室標識が掲示されている基準適合室（たばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室）をいう。

(注3) たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約

2

以下の文章を読み、問に答えなさい。

コンピュータだけでなく多数の端末がネットワークに接続することによって、モノが繋がったネットワークを通じて集積される膨大な情報＝ビッグデータを、リアルタイムで集積・解析し、判断の高度化や自動制御することが求められており、AI（Artificial Intelligence：人工知能）が欠かせない技術となっている。また ChatGPT に代表される生成型 AI もインターネット上の膨大な情報と対話を収集して新しいデータを生み出すものである。一方で AI の産業分野への導入・活用は産業構造自体にも大きな変革をもたらし、直接的には雇用に大きな影響を与える。特にホワイトカラー層＝中間層が行っていた仕事を代替するものである。

18 世紀末にイギリスで起こった産業革命における機械の導入による手織物工の失業に代表されるように、歴史的にも新しい技術は労働者の雇用を代替してきたが、一方で新しい雇用も生み出してきた。AI に代表される IT（Information Technology：情報技術）の導入・活用も、雇用を代替するだけでなく新しい雇用を生み出す可能性もある。

問 下線部の労働の代替と新しい雇用の創出について、①その過程を理論的に説明し、また、②AI（Artificial Intelligence：人工知能）によって代替される仕事、新たに創出される仕事の具体例をあげ、その根拠を説明しなさい。（800字以内）